

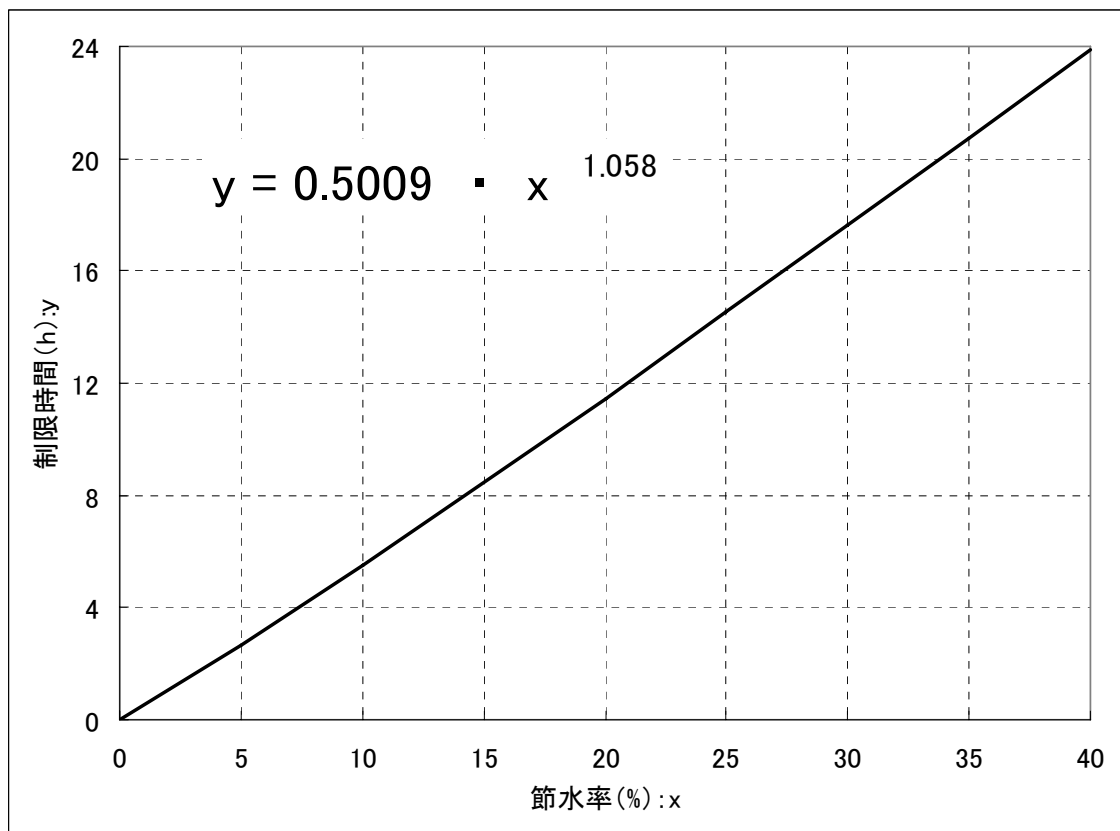
3. 減・断水被害の算定方法について

1. 渇水時の事象の整理

渇水時では、使用水量、使用時間帯等が制限され節水を要請され被害が発生する。節水率と制限時間の関係は、図V-3-1-1に示すように、節水率10%、20%、30%及び40%に対してそれぞれ、制限時間6時間、11時間、18時間及び24時に概ね対応する。なお、この図において、制限時間24時間を意味するものは、1日おきに給水する隔日給水を実施するもので、給水日となる1日に2日分の水を汲み置きするため、節水率は100%とされない。

一方、制限時間と給水時間帯との関係は表V-3-1-1に示すように、例えば6時間給水制限では23時から翌5時までの6時間が断水するというように対応する。

以上のことから、渇水による減・断水被害は、節水率により被害状況を想定することが可能となる。



出典：節水対策推進事業調査報告書 平成17年3月 日本水道協会

図V-3-1-1 節水率と制限時間の関係